国立大学法人電気通信大学職員給与規程

制定 平成16年4月1日規程第40号 最終改正 令和5年6月19日規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学就業規則(以下「就業規則」という。)第33条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学(以下「大学」という。)に常時勤務する職員(以下「職員」という。)の給与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

- 第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれの各号に定める区分により支給する。
 - 一 基本給は、本給及び第13条の規定による本給の調整額とする。
 - 二 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、期末 手当、勤勉手当、クロスアポイントメント手当、寒冷地手当及び外部資金獲得貢献手当 とする。

(給与の支給日)

- 第4条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び 初任給調整手当は、その月の月額の全額を毎月17日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、 休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に、クロスアポイントメント手当はその月の分を、支給要件が確認された日の翌月17日に支給する。
- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。
- 3 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日の属する月の17日に支給 する。
- 4 外部資金獲得貢献手当は、一の年度(毎年4月から翌年3月までをいう。)における分を当該年度の3月17日(一の年度の途中で退職し、この規程の適用を受けなくなる者については、在職中の最終の第1項に規定する本給の支給日)に支給する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、前各項に規定する給与の支給日(以下「支給定日」という。)が日曜日にあたるときは、支給定日の前々日(その日が休日にあたるときは、支給定日の翌日)に、支給定日が土曜日にあたるときは、支給定日の前日(その日が休日にあたるときは、支給定日の前々日)に、支給定日が休日にあたるときは、支給定日の前日(その日が日曜日にあたるときは、支給定日の翌日)に支給する。

(本給の決定及び適用範囲)

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

- 2 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 一般職本給表(一) (別表第1)
 - 二 一般職本給表(二) (別表第2)
 - 三 教育研究職本給表 (別表第3)
 - 四 看護職本給表 (別表第4)
 - 五 指定職本給表 (別表第5)
- 3 前項に掲げる各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。
 - 一 前項第1号の適用を受ける者 教育研究技師、事務職員及び技術職員。ただし、指定職本給表の適用を受ける者を除く。
 - 二 前項第2号の適用を受ける者 調理、自動車運転及び監視等の職務に従事する者
 - 三 前項第3号の適用を受ける者 教育研究職員及び研究教育マネジメント職員。ただし、指定職本給表の適用を受ける者を除く。
 - 四 前項第4号の適用を受ける者 看護の職務に従事する者
 - 五 前項第5号の適用を受ける者 学長の定める者
- 4 第2項第1号から第4号の本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。
- 5 第2項に定める本給表は、国家公務員給与の改定、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌 して改定することができる。

(本給の訂正方法)

第6条 職員の給与が前条の規定に合致しないと認めた場合、その本給の訂正を発生時までさかのぼることが困難なときは、将来に向かって訂正することができる。

(初任給)

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験及び能力、責任の度合等を考慮して、別に定めるものとする。

(昇格)

- 第8条 勤務成績が良好な職員は、その職務に応じた上位の級に昇格させることができる。
- 2 職員を昇格させる場合のその者の号給については、別に定めるものとする。 (降格)
- 第9条 就業規則第14条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。
- 2 就業規則第14条の2の規定により降任したときは、下位の級に降格させる。
- 3 前2項に定めるもののほか、職員が次の各号の一に該当する場合には、降格させることができる。
 - 一 勤務実績がよくない場合
 - 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前2号に掲げるもののほか、職務上必要な適性を欠く場合
 - 四 職員が降格を申し出た場合
- 4 職員を降格させる場合のその者の号給については、別に定めるものとする。 (初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)
- 第10条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

- 第11条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務 の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。 (昇給)
- 第12条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には適用しない。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳(一般職本給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳。)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 前4項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。 (本給の調整額)
- 第13条 本給の調整額は、教育研究職員のうち、大学院研究科において授業を常時担当する 者又は、主任として学生に対する研究指導に従事する者、若しくは助教又は助手として学 生の指導に常時従事する者に支給する。
- 2 本給の調整額は、当該職員に適用される職務の級に応じて別に定める調整基本額表に 掲げる調整基本額(その額が本給月額の100分の4.5を超えるときは、本給月額の1 00分の4.5に相当する額とし、その額に、1円未満の端数があるときは、その額を切 り捨てた額とする。)にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た 額とする。ただし、その額が本給月額の100分の25を超えるときは、本給月額の10 0分の25に相当する額とする。
- 3 大学院研究科を担当する教育研究職員のうち前項に規定する調整数が3であるものが、担当する専攻の変更(以下この項において「担当変更」という。)にともない新たに大学院情報理工学研究科共同サステイナビリティ研究専攻を担当することとなる場合において、当該担当変更の直後に前項に規定する調整数が3に達しないこととなるときは、担当変更等の円滑を図るため、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該担当変更の日から2年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める本給の調整額が前項の規定による当該担当変更後の本給の調整額以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、次に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める本給の調整額を支給する。ただし、当該職員が当該担当変更の日から2年を経過するまでの間に更に、担当変更となった場合における当該職員に対する本給の調整額の支給については、この項の規定の適用が無かったものとして前項の規定に定めるところによる。
 - 一 当該担当変更の日から同日以後1年を経過する日までの期間 担当変更前の調整数

による本給の調整額

- 二 当該担当変更の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を 除く。) 担当変更前の調整数による本給の調整額に100分の80を乗じて得た額
- 4 前3項に定めるもののほか、本給の調整額の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(扶養手当)

- 第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員(指定職本給表の適用を受けるものを除く。)に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育研究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの(以下「一般職(一)9級以上職員等」という。)に対しては支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の 扶養を受けているものを扶養親族とする。なお、配偶者以外の扶養親族は重度心身障害者 を除き、血族又は法定血族に限る。
 - 一配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - 四 満60歳以上の父母及び祖父母(別居している場合を含む。)
 - 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 六 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円 (一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育研 究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「一般職(一) 8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族 たる子に限る。)がある場合、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職 員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の 各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長 に届け出なければならない。
 - 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号 又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経 過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職(一)9級以上職員等に扶

養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日とする。

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(一般職(一)9級以上職員等に あっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、一 般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶 養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定 による届出に係る者がないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等以外の職員とな った日、職員に扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限 る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲 げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日 であるときは、その日の属する月。)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、 解雇され又は死亡した場合においてはそれぞれが退職し、解雇された又は死亡した日、一 般職(一)9級以上職員等以外の職員から一般職(一)9級以上職員等となった職員に扶 養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその 職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般 職(一)9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職(一) 9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るも のの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属す る月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月。)をもって終わる。 ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の 生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の 翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。)から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、 扶養親族たる子に限る。)で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族た る要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係る ものがある一般職(一)9級以上職員等が一般職(一)9級以上職員等以外の職員と なった場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職 (一)8級職員等が一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9級以上職員等以外の職 員となった場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職(一)9級以上職員等以外のものが一般職(一)9級以上職員等となった場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一

- 般職(一)8級職員等及び一般職(一)9級以上職員等以外のものが一般職(一)8級職員等となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある 子でなかつた者が特定期間にある子となった場合
- 8 前7項に規定するもののほか、扶養手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(管理職手当)

- 第15条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。
- 2 前項の規定による管理職手当は、調整前における本給月額の100分の25を超えて はならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(地域手当)

- 第16条 地域手当は、物価及び生計費を考慮し、次項に定める地域に在勤する職員に支給する。
- 2 地域手当の月額は、本給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額を基礎として、次の 支給割合を乗じて得た額とする。
 - 一 東京都調布市 100分の16
- 3 前項に定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合(当該 異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他 当該場合との権衡上必要があると学長が認める場合に限る。)において、当該異動の直後 に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(以下「異動後の支給割合」という。)が当該 異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(以下「異動前の支給割 合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する地域が前項に 定める地域に該当しないこととなるときは、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から 2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当 該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、本給、扶養手当 及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める 割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
 - 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)
 - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除 く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 国又は他の国立大学法人等の職員(勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様であった 非常勤職員を含む。)から本学の職員となった者については国家公務員の給与制度に準 じ、前項を適用するものとする。
- 5 前4項に規定するもののほか、地域手当の支給について必要な事項は、別に定めるもの とする。

(住居手当)

- 第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職本給 表の適用を受ける職員には支給しない。
 - 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16, 000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(大学等から 貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)
 - 二 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号。)第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている者又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定める者
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当 該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額。)とす る。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額 に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。) に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

- ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の 1が17,000円を超えるときは、17,000円。)を11,000円に加算し た額
- 二 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、別に定めるもの とする。

(通勤手当)

- 第18条 通勤手当は、徒歩により通勤したものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上である職員(通勤することが著しく困難である者を除く。)のうち、次に掲げる者に支給する。
 - 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその 運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員
 - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。) を使用することを常例とする職員
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員
- 2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。
- 一 前項第1号に掲げる職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより 算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等 相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た 額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、 支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が

- 二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。)とする。
- 二 前項第2号に揚げる職員にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間に つき、それぞれ次に掲げる額とする。
 - イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 1 0 キロメートル未満である職員 4,2 0 0 円
 - ハ 使用距離が片道 1 0 キロメートル以上 1 5 キロメートル未満である職員 7, 1 0 0 円
 - ニ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10, 000 円
 - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12, 900 円
 - へ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 15, 800 円
 - ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18, 700 円
 - チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 21, 600 円
 - リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24, 400 円
 - ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26, 200 円
 - ル 使用距離が片道 5 0 キロメートル以上 5 5 キロメートル未満である職員 2 8, 0 0 0 円
 - ヲ 使用距離が片道 5 5 キロメートル以上 6 0 キロメートル未満である職員 2 9, 8 0 0 円
 - ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600 円
- 三 前項第3号に掲げる職員にあっては、別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1 か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。)、第1号に定める額又は前号に定める額とする。
- 3 事業所を異にする配置換等、国又は他の国立大学法人等の職員(勤務日及び勤務時間が 常勤の職員と同様であった非常勤職員を含む。)から引き続く採用、若しくは在勤する事 業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、 通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又 は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に

定めるものを含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道 その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照 らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利 用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる 運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とする者の通 勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る額とする。

- 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当額 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。)
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 前4項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(単身赴任手当)

- 第19条 事業所を異にする配置換等、国又は他の国立大学法人等の職員(勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様であった非常勤職員を含む。)から引き続く採用(以下「異動等」という。)に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員又は権衡上必要があると認められる者として別に定める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,00円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額。)とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給について必要な事項は、別に定める ものとする。

(特殊勤務手当)

第20条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、

指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(超過勤務手当)

- 第21条 「国立大学法人電気通信大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程」(以下「勤務時間規程」という。)第2条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける職員又は指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。
- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び勤務時間規程第10条第1項各号に規定する休日に勤務することを命ぜられ、当該休日に勤務した時間を合算した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項及び次条第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける職員又は指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。
- 3 前2項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給について必要な事項は、別に定める ものとする。

(休日給)

- 第22条 休日において、勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間あたりの給与額の100分の135(その勤務が深夜である場合は100分の160)を休日給として支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける職員又は指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。
- 2 前項に規定するもののほか、休日給の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

- 第23条 第15条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員又は指定職本給表の適用 を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他業務の運営上の必要により勤務時間規程第 9条に規定する休日(次項において「休日」という。)に勤務した場合は、当該職員には、 管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、第15条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員 が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5 時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職 員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める 額とする。
 - 一 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それ ぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が6時間を超える

勤務にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)

- イ 第15条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員 12,000円を超えない範囲内において別に定める額
- ロ 指定職本給表の適用を受ける職員 18,000円
- 二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項は、別に 定めるものとする。

(初任給調整手当)

- 第24条 初任給調整手当は、教育研究職本給表の適用を受ける職員で特定の職にある者の うち、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証を有する者には月額5 0,800円を、採用の日から35年に達するまで、採用の日又は採用後別に定める期間 を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。ただし、管理職手当の 支給を受ける職員のうち別に定める者には支給しない。
- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(期末手当)

- 第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職若しくは死亡し、又は解雇された職員(別に定める者を除く。)についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職若しくは死亡し、又は解雇された職員にあっては、その日現在)において職員が受けるべき本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(別に定める職員にあっては、役職段階別加算額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、管理職加算額を加算した額。)を基礎として、100分の120(一般職本給表7級以上及び教育研究職本給表5級以上の適用を受ける職員で管理職手当の区分が1種又は2種である職員(以下「特定管理職員」という。)にあっては、100分の100、指定職本給表の適用を受ける職員にあっては100分の62.5)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 6か月 100分の100
 - 二 5か月以上6か月未満 100分の80
 - 三 3か月以上5か月未満 100分の60
 - 四 3か月未満 100分の30
- 3 前項に規定する在職期間は職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6か月以内の期間において、国又は他の国立大学法人等の職員(勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様であり、期末手当又は期末手当に相当する手当の支給を受けていた非常勤職員を含む。)から本学の職員となった者(前職の離職日から本学の採用日までが1か月以内である場合に限る。)でその者の直前に属していた機関が期末手当又は期末手当に相当す

る手当を支給しない場合は、これらの機関における在職期間を職員として在職した期間 に算入する。

- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日 に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は 支給しない。
 - 一 職員が基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第37条第2項第6号の規定 により懲戒解雇された場合
 - 二 職員が基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第20条第1項第1号及び第2号の規定により解雇された場合
 - 三 職員が基準日前1か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職若しくは死亡し、又は解雇された職員(前号に掲げる者を除く。)で、その日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 四 第6項の規定により期末手当の一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 5 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日まで に退職若しくは死亡し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当 該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる 刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調 査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であっ て、その者に対し期末手当を支給することが、国立大学法人に対する国民の信頼を確保 し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずる と認めるとき。
- 6 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、すみやかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に 関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑 事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴を されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過し た場合

- 7 学長は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前7項の規定によるもののほか、期末手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(勤勉手当)

- 第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職若しくは死亡し、又は解雇された職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれ基準日現在(退職若しくは死亡し、又は解雇された職員にあっては、その日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別に定める職員にあっては、役職段階別加算額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、管理職加算額を加算した額。以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として学長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本学が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - 一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(特定管理職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額
 - 二 指定職本給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の10 2.5を乗じて得た額の総額
- 3 前条第3項から第7項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。
- 4 前3項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(クロスアポイントメント手当)

- 第27条 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人電気通信大学クロスアポイントメント制度に関する規程に基づくクロスアポイントメント制度に関する協定により指定された職員(教育研究職員及び研究教育マネジメント職員に限る。以下「クロスアポイントメント教員」という。)に対して、第4項に定める申出を学長が受理した場合に支給する。
- 2 クロスアポイントメント手当の支給額は、クロスアポイントメント教員に対してこの 規程に基づき支給される本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手 当、単身赴任手当及び初任給調整手当の月額に当該クロスアポイントメント教員の業務 のうちクロスアポイントメントの相手先機関における業務が占める割合を乗じて得た額 と当該クロスアポイントメント教員の当該相手先機関におけるこれらの給与種別に相当 する給与の月額に当該割合を乗じて得た額との差額並びにこの規程に定める給与種別 (相当する給与種別を含む。)以外の給与種別であって当該相手先機関がその給与制度に 基づき当該クロスアポイントメント教員に対して支給を希望する給与の月額の合計額を 原則とする。
- 3 期末手当及び勤勉手当の額について、当該クロスアポイントメント教員の業務のうち

当該相手先機関における業務が占める割合を乗じて得た額と当該クロスアポイントメント教員の当該相手先機関におけるこれらの給与に相当する給与の額に当該割合を乗じて得た額との差額がある場合には、当該差額を前項のクロスアポイントメント手当に加算して支給することができる。

- 4 クロスアポイントメント手当は、クロスアポイントメントの相手先機関が、前2項に規 定する額の支払いを学長に申し出て、かつ、相手先機関がその必要経費を負担する場合に 限り、本学から支給する。
- 5 クロスアポイントメント手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。
 - 一 相手先機関が、前項の申し出を取り下げた場合
 - 二 相手先機関が、学長が指定した期日までに、前項に規定する必要経費を本学に送金し なかった場合
 - 三 その他学長が支給することが不適切であると判断した場合
- 6 学長は、前項第三号に基づいてクロスアポイントメント教員にクロスアポイントメント手当を支給しない場合、相手先機関に対し、申出を辞退するものとする。
- 7 第1項から前項までに規定するもののほか、クロスアポイントメント手当に関し必要な事項は、学長が定める。

(寒冷地手当)

- 第28条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において寒冷地に常時勤務する職員(第30条第1項及び第2項の規定により給与の支給を受ける職員で次の第1号に該当する者以外の者(以下「有給休職者」という。)を含む。)に対して支給する。ただし、次の各号に該当する者には支給しない。
 - 一 本邦外にある者(世帯主である職員でその扶養親族が基準日に本邦に居住するもの を除く。)
 - 二 刑事休職者
 - 三 無給休職者
 - 四 停職及び出勤停止者
 - 五 専従休職者
 - 六 育児休業職員
 - 七 介護休業職員
 - 八 自己啓発等休業職員
- 2 前項に定めるもののほか、寒冷地手当について必要な事項は、別に定めるものとする。 (外部資金獲得貢献手当)
- 第28条の2 外部資金獲得貢献手当は、外部資金の獲得を通じた大学の教育研究基盤強化 への貢献が顕著な職員に支給する。
- 2 外部資金獲得貢献手当の支給に関して必要な事項は、別に定める「国立大学法人電気通信大学外部資金獲得貢献手当支給細則」による。

(非常勤職員の給与)

第29条 常時勤務することを要しない職員については、常時勤務する職員の給与との権衡 を考慮し、予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給する。

- 2 前項の常時勤務を要しない職員には、他に別段の定めがない限り、これらの項に定める 給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 3 前2項までに定めるもののほか、非常勤職員の給与について必要な事項は、別に定める ものとする。

(休職者の給与)

- 第30条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第17条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職となった場合には、その休職期間中、給与(基本給及び諸手当をいう。)の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付が支給される場合にあっては、調整することができる。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職となった場合には、その休職期間が1年(結核性疾病にあっては2年)に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が就業規則第17条第1項第2号による刑事事件に関し起訴され休職となった場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第17条第1項第3号、第4号、第6号及び第9号により休職となった場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第6号の規定に該当して休職となった場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第17条第1項第5号及び第7号により休職となった場合には、その 期間中給与を支給しない。
- 6 職員が就業規則第17条第1項第8号により休職となった場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(以下「本給等」という。)のそれぞれ100分の70を支給することができる。ただし、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、あらかじめ学長の承認を得て、別に定めるところにより本給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

(育児休業等の給与)

- 第31条 「国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程」により育児休業等をする職員、「国立大学法人電気通信大学職員介護休業規程」により介護休業等をする職員又は「国立大学法人電気通信大学職員自己啓発等休業規程」により自己啓発等休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 育児休業、介護休業又は自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - 二 育児休業又は介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
 - イ 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員

- ロ 第26条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員
- 三 育児休業、介護休業又は自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、 育児休業をした期間についてはその期間の100分の100以下、介護休業をした期間についてはその期間の3分の3以下、自己啓発等休業をした期間についてはその期間の100分の100以下(大学等における修学のための休業であって職員としての職務に特に有用であると認められる休業期間以外の期間については100分の50以下)に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号給を調整することができる。
- 四 職員が育児時間又は介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第33条の 規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第32条に規定する勤務1時間あた りの給与額を減額して給与を支給する。
- 五 前4号に規定するもののほか、育児休業等、介護休業等又は自己啓発等休業の給与について必要な事項は、別に定めるものとする。

(勤務1時間あたりの給与額の算出)

- 第32条 第21条及び第22条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額、管理職手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額をその年度の日数から休日の日数を差し引いた日数に7.75を乗じたもので除して得た額とする。
- 2 前項の本給の月額とは、第13条の規定による本給の調整額が含まれた額をいい、規定 により本給を減ぜられているときでも、本来受けるべき本給の月額とする。
- 3 第1項の地域手当の月額とは、前項の本給の月額に地域手当の支給割合を乗じて得た 額をいう。

(給与の減額)

- 第33条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、前条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
- 2 前項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の本給に対する額及び地域 手当に対応する額を、別に定めるところにより計算し、それぞれその次の給与期間以降の 本給及び地域手当から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額 が、本給及び地域手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差 し引くものとする。
- 3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤、学長の 許可を受けた短期労働組合専従、育児時間又は介護部分休業の時間数の合計である。な お、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

(本給の半減)

第34条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病(業務上及び通勤による負傷若しくは疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、本給の半減について必要な事項は、別に定めるものとする。

(日割計算)

- 第35条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給月額に 異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。
- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の場合であって、その月の初日から又は末日まで支給する以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割計算によって計算するものとする。
- 5 前4項の規定は、第15条に規定する管理職手当、第16条に規定する地域手当の支給 について準用する。

(端数の処理)

- 第36条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 前項の規定に係わらず第21条及び第22条の規定により勤務1時間につき支給する 超過勤務手当及び休日給又は第31条及び第33条に規定する勤務時間1時間あたりの 給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り 捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。 (給与の支払)
- 第37条 この規程に基づく給与は、現金で直接職員に支払うものとする。ただし、法令その 他の規則等に基づき職員の給与から控除すべき額がある場合には、その職員に支払うべ き給与から控除して支払うものとする。
- 2 職員が給与の全部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、給与の支払について必要な事項は、別に定めるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第38条 この規程の実施について必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(本給表)

2 この規程第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に 関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第6条第1項に規定す る俸給表の適用を受けていた職員(以下「承継職員」という。)の施行日における第5条 第2項に規定する本給表は、行政職俸給表については一般職本給表を、教育職俸給表につ いては教育研究職本給表を、医療職俸給表については看護職本給表を、指定職俸給表につ いては指定職本給表を、それぞれ適用する。

(本給月額)

3 前項の適用を受ける職員の施行日における本給については、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格、降格、昇給又は他の本給表を適用することとなる職員については、給与法及び人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし本給を決定する。

(昇給停止に関する経過措置)

4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を 改正する法律(平成10年法律第120号)附則第11項から第13項までの適用を受け ている職員の昇給については、第12条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達し た日後も、別に定めるところにより、昇給させることができる。

(地域手当の異動保障)

5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた職員 の施行日以後における地域手当の支給については、給与法第11条の7が適用された日 から3年を経過するまでの間、第16条の規定を準用し支給する。

(扶養手当等)

6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第1 1条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2 に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第14条に規定する 扶養手当、第17条に規定する住居手当、第18条に規定する通勤手当及び第21条に規 定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のとおり とする。

(休職者の給与)

7 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する休職者の給与の適 用を受けていた職員の施行日における第30条に規定する休職者の給与については、従 前のとおりとする。

(育児休業等の給与)

8 承継職員のうち、施行日の前日において国家 公務員の育児休業等に関する法律(平成 3年法律第109号)第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日に おける第31条に規定する育児休業等の給与については、従前のとおりとする。

附 則 (平成17年11月15日規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
 - (職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において別表1から別表4まで の本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施 行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定め るものとする。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行 日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が 施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則 (平成18年3月7日規程第16号)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第4までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び第6項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 4 第2項後段の規定により新級を決定される職員(第6項に規定する職員を除く。)の新 号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。
- 5 切替日の前日において指定職本給表の適用を受けていた職員の新号給は、旧号給に対 応する附則別表第4の新号給欄に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え)

6 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第4までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給又は本給月額は別に定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号 給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場 合と権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行う ことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

8 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、改正前の給与規程及びこれに基づく細則の規定に従って定められたものでなければならない。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 9 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給 月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員(別に定める職員を 除く。)には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 10 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。) について、前項の規定よる本給を支給される職員との権衡上必要があると認められると

きは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

- 11 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。
- 12 第9項から第11項の規定による本給を支給される職員に関する給与規程第13条第2項、第15条第2項、第27条第2項の規定の適用については、給与規程第13条第2項及び第27条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第9項から第11項の規定による本給の額との合計額」と、給与規程第15条第2項中「調整前の本給月額」とあるのは「調整前の本給月額と附則第9項から第11項の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

- 13 平成22年3月31日までの間における給与規程の適用については、以下のとおりとする。
 - 一 第12条第2項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。
 - 二 第12条第3項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号 給」、「2号給」とあるのは「1号給」とする。

(平成19年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

14 平成19年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、同条第一号中「100分の12」とあるのは「100分の11」と、同条第2号中「100分の10」とあるのは「100分の4」とする。

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2項関係)

本 給 表	旧級	新級
	1 級	1 級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
一般職本給表(一)	6級	4級
一放瓶本稻衣(一)	7級	5 級
	8級	6 級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
	3級	
一般職本給表(二)	4級	3級
	5級	4級

	6級	5級
业 本研究啦卡 <u></u> %丰	5級	5 級
教育研究職本給表		6 級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表(附則第3項関係)

イ 一般職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

7 /1/	旧級					5	6	7	8	0	10
旧号給	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	級	級	9 級	10 級
	3月未満	702	7124	1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
1	6月以上 9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
2	6月以上 9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
3	6月以上 9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
4	6月以上 9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
5	6月以上 9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
6	6月以上 9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
7	6月以上 9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月以上 6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8

, - H //	旧級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
旧号給	経過期間	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
8	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
9	6月以上 9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
10	6月以上 9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
11	6月以上 9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
12	6月以上 9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
13	6月以上 9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
14	6月以上 9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
15	6月以上 9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上 6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
16	6月以上 9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
11	3月以上 6月未満		86	66	57	70	57	54	50	46	

III II 44	旧級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
旧号給	経過期間	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
	6月以上 9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
17	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上 6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
18	6月以上 9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上 6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
19	6月以上 9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上 6月未満			78	62	82	70	66	62		
20	6月以上 9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上 6月未満			82	64	86	74	70	66		
21	6月以上 9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上 6月未満			86	65	90	78	74			
22	6月以上 9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上 6月未満			90	67	94	82				
23	6月以上 9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上 6月未満			94	70	98	86				
24	6月以上 9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
	3月未満			97	73	101					
	3月以上 6月未満			98	73	102					
25	6月以上 9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					

旧号給	旧級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
口分和	経過期間	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
	3月未満			101	75	105					
	3月以上 6月未満			102	75	106					
26	6月以上 9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
	3月未満			105	77						
	3月以上 6月未満			106	78						
27	6月以上 9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
	3月未満			109	81						
	3月以上 6月未満			110	82						
28	6月以上 9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
	3月未満			113							
	3月以上 6月未満			114							
29	6月以上 9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
	3月未満			117							
	3月以上 6月未満			118							
30	6月以上 9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
	3月未満			121							
	3月以上 6月未満			122							
31	6月以上 9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
	3月未満			125							
	3月以上 6月未満			125							
32	6月以上 9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ 一般職本給表 (二) の適用を受ける職員の新号給

旧級	口 一版	臧 平稲衣(一)の週用	と文ける	概貝 リカ	一ケ邢		ı	ı
3月以上 6月未満	旧号給		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1 6月以上 9月未満 1 1 7 1 1 1 1 2月以上 1 1 1 9月以上12月未満 1 1 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		3月未満		1	1	5	1	1
9月以上12月未満		3月以上 6月未満		1	1	6	1	1
12月以上	1	6月以上 9月未満		1	1	7	1	1
3月末満 1 1 1 1 9 1 1 1 1 9 1 1 1 1 9 1 1 1 1		9月以上12月未満		1	1	8	1	1
2 2 1 10 1 1 6月以上 9月未満 3 3 1 11 1 1 9月以上12月未満 4 4 1 12 1 1 12月以上 5 5 1 13 1 1 3月末満 5 5 1 13 1 1 3月以上 6月末満 6 6 2 14 1 1 9月以上12月末満 8 8 4 16 1 1 12月以上 9 9 5 17 1 1 3月未満 9 9 5 17 1 1 3月以上 6月末満 10 10 6 18 1 1 4 6月以上 9月末満 11 11 7 19 1 1 9月以上12月未満 12 12 8 20 1 1 12月以上 13 13 9 21 1 1 3月以上 6月末満 14 14 10 22 2 1 6月以上 9月末満 15 15 11 23 3 1 9月以上12月未満 17 17 13 25 5 1		12月以上		1	1	9	1	1
2 6月以上 9月未満 3 3 1 11 1 1 9月以上12月未満 4 4 1 12 1 1 12月以上 5 5 1 13 1 1 3月末満 5 5 1 13 1 1 3月以上 6月末満 6 6 2 14 1 1 9月以上12月末満 8 8 4 16 1 1 12月以上 9 9 5 17 1 1 3月未満 9 9 5 17 1 1 4 6月以上 9月未満 10 10 6 18 1 1 4 6月以上 9月未満 10 10 6 18 1 1 9月以上12月未満 12 12 8 20 1 1 12月以上 13 13 9 21 1 1 3月未満 13 13 9 21 1 1 3月上月以上 13 13 9 21 1 1 4 14 14 10 22 2 1 5 6月以上 9月未満 14 14 1		3月未満	1	1	1	9	1	1
9月以上12月未満 4 4 1 12 1 1		3月以上 6月未満	2	2	1	10	1	1
12月以上 5 5 1 13 1 1 1 3 3 1 1	2	6月以上 9月未満	3	3	1	11	1	1
3月未満 5 5 1 13 1 1 1 3 1 1 1		9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
3月以上 6月未満 6 6 2 14 1 1 1		12月以上	5	5	1	13	1	1
3		3月未満	5	5	1	13	1	1
9月以上12月未満 8		3月以上 6月未満	6	6	2	14	1	1
12月以上 9 9 5 17 1 1 3月未満 9 9 5 17 1 1 3月以上 6月未満 10 10 6 18 1 1 6月以上 9月未満 11 11 7 19 1 1 9月以上12月未満 12 12 8 20 1 1 12月以上 13 13 9 21 1 1 3月末満 13 13 9 21 1 1 3月以上 6月未満 14 14 10 22 2 1 6月以上 9月未満 15 15 11 23 3 1 9月以上12月未満 16 16 12 24 4 1 12月以上 17 17 13 25 5 1 3月末満 17 17 13 25 5 1 3月以上 6月未満 19 19 15 27 7 3 9月以上12月未満 20 20 16 28 8 4 12月以上 21 21 17 29 9 5 3月末満 21 21 17 29 9	3	6月以上 9月未満	7	7	3	15	1	1
3月未満 9 9 5 17 1 1 1 1 3月以上 6月未満 10 10 6 18 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
4		12月以上	9	9	5	17	1	1
4 6月以上 9月未満 11 11 7 19 1 1 9月以上12月未満 12 12 8 20 1 1 12月以上 13 13 9 21 1 1 3月未満 13 13 9 21 1 1 3月未満 14 14 10 22 2 1 6月以上 9月未満 15 15 11 23 3 1 9月以上12月未満 16 16 12 24 4 1 12月以上 17 17 13 25 5 1 3月未満 17 17 13 25 5 1 3月以上 6月未満 18 18 14 26 6 2 6月以上 9月未満 19 19 15 27 7 3 9月以上12月未満 20 20 16 28 8 4 12月以上 21 21 17 29 9 5 3月未満 21 21 17 29<		3月未満	9	9	5	17	1	1
9月以上12月未満 12 12 8 20 1 1 12月以上 13 13 9 21 1 1 3月未満 13 13 9 21 1 1 3月以上 6月未満 14 14 10 22 2 1 6月以上 9月未満 15 15 11 23 3 1 9月以上12月未満 16 16 12 24 4 1 12月以上 17 17 13 25 5 1 3月未満 17 17 13 25 5 1 3月以上 6月未満 18 18 14 26 6 2 6月以上 9月未満 19 19 15 27 7 3 9月以上12月未満 20 20 16 28 8 4 12月以上 21 21 17 29 9 5 3月未満 21 21 17 29 9 5 3月以上12月未満 22 22 18 30 10 6 6月以上9月未満 23 23 19 31 11 7 9月以上12月未満 24 24 20 32 <td></td> <td>3月以上 6月未満</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>18</td> <td>1</td> <td>1</td>		3月以上 6月未満	10	10	6	18	1	1
12月以上 13 13 9 21 1 1 3月未満 13 13 9 21 1 1 3月以上 6月未満 14 14 10 22 2 1 6月以上 9月未満 15 15 11 23 3 1 9月以上12月未満 16 16 12 24 4 1 12月以上 17 17 13 25 5 1 3月未満 17 17 13 25 5 1 3月以上 6月未満 18 18 14 26 6 2 6月以上 9月未満 19 19 15 27 7 3 9月以上12月未満 20 20 16 28 8 4 12月以上 21 21 17 29 9 5 3月未満 21 21 17 29 9 5 3月以上 6月未満 22 22 18 30 10 6 6月以上 9月未満 23 23 19 31 11 7 9月以上12月未満 24 24 20 32 12 8 12月以上 25 25 21 33	4	6月以上 9月未満	11	11	7	19	1	1
5 3月未満 13 13 9 21 1 1 3月以上 6月未満 14 14 10 22 2 1 6月以上 9月未満 15 15 11 23 3 1 9月以上12月未満 16 16 12 24 4 1 12月以上 17 17 13 25 5 1 3月未満 17 17 13 25 5 1 3月以上 6月未満 18 18 14 26 6 2 6月以上 9月未満 19 19 15 27 7 3 9月以上12月未満 20 20 16 28 8 4 12月以上 21 21 17 29 9 5 3月未満 21 21 17 29 9 5 3月以上 6月未満 22 22 18 30 10 6 6月以上 9月未満 23 23 19 31 11 7 9月以上12月未満 24 24 20 32 12 8 12月以上 25 25 21 33 13 9 3月未満 26 26 22		9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
5 3月以上 6月未満 14 14 10 22 2 1 6月以上 9月未満 15 15 11 23 3 1 9月以上12月未満 16 16 12 24 4 1 12月以上 17 17 13 25 5 1 3月未満 17 17 13 25 5 1 3月以上 6月未満 18 18 14 26 6 2 6月以上 9月未満 19 15 27 7 3 9月以上12月未満 20 20 16 28 8 4 12月以上 21 21 17 29 9 5 3月未満 21 21 17 29 9 5 3月以上 6月未満 22 22 18 30 10 6 6月以上 9月未満 23 23 19 31 11 7 9月以上12月未満 24 24 20 32 12 8 12月以上 25 25 21 33 13 9 3月未満 25 25 21 33 13 9 3月未満 26 26 22 34 <td></td> <td>12月以上</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>21</td> <td>1</td> <td>1</td>		12月以上	13	13	9	21	1	1
5 6月以上 9月未満 15 15 11 23 3 1 9月以上12月未満 16 16 12 24 4 1 12月以上 17 17 13 25 5 1 3月未満 17 17 13 25 5 1 3月以上 6月未満 18 18 14 26 6 2 6月以上 9月未満 19 15 27 7 3 9月以上12月未満 20 20 16 28 8 4 12月以上 21 21 17 29 9 5 3月未満 21 21 17 29 9 5 3月以上 6月未満 22 22 18 30 10 6 6月以上 9月未満 23 23 19 31 11 7 9月以上12月未満 24 24 20 32 12 8 12月以上 25 25 21 33 13 9 3月未満 25 25 21 33 13 9 3月未満 26 26 22 34 14 10 6月以上 9月未満 27 27 23 35<		3月未満	13	13	9	21	1	1
9月以上12月未満 16 16 12 24 4 1 12月以上 17 17 13 25 5 1 3月未満 17 17 13 25 5 1 3月以上6月未満 18 18 14 26 6 2 6月以上9月未満 19 15 27 7 3 9月以上12月未満 20 20 16 28 8 4 12月以上 21 21 17 29 9 5 3月未満 21 21 17 29 9 5 3月以上6月未満 22 22 18 30 10 6 6月以上9月未満 23 23 19 31 11 7 9月以上12月未満 24 24 20 32 12 8 12月以上 25 25 21 33 13 9 3月未満 25 25 21 33 13 9 4 6月以上9月未満 26 26 22 34 14 10 6月以上9月未満 27 27 23 35 15 11 9月以上12月未満 28 28 24 36		3月以上 6月未満	14	14	10	22	2	1
12月以上 17 17 13 25 5 1 3月末満 17 17 13 25 5 1 3月以上 6月未満 18 18 14 26 6 2 6月以上 9月未満 19 15 27 7 3 9月以上12月未満 20 20 16 28 8 4 12月以上 21 21 17 29 9 5 3月末満 21 21 17 29 9 5 3月以上 6月未満 22 22 18 30 10 6 6月以上 9月未満 23 23 19 31 11 7 9月以上12月未満 24 24 20 32 12 8 12月以上 25 25 21 33 13 9 3月未満 25 25 21 33 13 9 8 6月以上 9月未満 26 26 22 34 14 10 8 6月以上 9月未満 27 27 23 35 15 11 9月以上12月未満 28 28 24 36 16 12 12月以上 29 29 <td< td=""><td>5</td><td>6月以上 9月未満</td><td>15</td><td>15</td><td>11</td><td>23</td><td>3</td><td>1</td></td<>	5	6月以上 9月未満	15	15	11	23	3	1
6 3月未満 17 17 13 25 5 1 3月以上 6月未満 18 18 14 26 6 2 6月以上 9月未満 19 19 15 27 7 3 9月以上12月未満 20 20 16 28 8 4 12月以上 21 21 27 29 9 5 3月未満 21 21 17 29 9 5 3月以上 6月未満 22 22 18 30 10 6 6月以上 9月未満 23 23 19 31 11 7 9月以上12月未満 24 24 20 32 12 8 12月以上 25 25 21 33 13 9 3月未満 25 25 21 33 13 9 8 6月以上 9月未満 26 26 22 34 14 10 8 6月以上 9月未満 27 27 23 35 15 11 9月以上12月未満 28 28 24 36 16 12 12月以上 29 29 25 37 17 13 3月未満 <td< td=""><td></td><td>9月以上12月未満</td><td>16</td><td>16</td><td>12</td><td>24</td><td>4</td><td>1</td></td<>		9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
6 3月以上 6月未満 18 18 14 26 6 2 6月以上 9月未満 19 15 27 7 3 9月以上12月未満 20 20 16 28 8 4 12月以上 21 21 17 29 9 5 3月未満 21 21 17 29 9 5 3月以上 6月未満 22 22 18 30 10 6 6月以上 9月未満 23 23 19 31 11 7 9月以上12月未満 24 24 20 32 12 8 12月以上 25 25 21 33 13 9 3月未満 25 25 21 33 13 9 8 3月以上 6月未満 26 26 22 34 14 10 6月以上 9月未満 27 27 23 35 15 11 9月以上12月未満 28 28 24 36 16 12 12月以上 29 29 25 37 17 13 3月未満 29 29 25 37 17 13		12月以上	17	17	13	25	5	1
6 6月以上 9月未満 19 15 27 7 3 9月以上12月未満 20 20 16 28 8 4 12月以上 21 21 17 29 9 5 3月未満 21 21 17 29 9 5 3月以上 6月未満 22 22 18 30 10 6 6月以上 9月未満 23 23 19 31 11 7 9月以上12月未満 24 24 20 32 12 8 12月以上 25 25 21 33 13 9 3月未満 25 25 21 33 13 9 8 6月以上 9月未満 26 26 22 34 14 10 8 6月以上 9月未満 27 27 23 35 15 11 9月以上12月未満 28 28 24 36 16 12 12月以上 29 29 25 37 17 13 9 3月未満 29 29 25 37 17 13		3月未満	17	17	13	25	5	1
9月以上12月未満 20 16 28 8 4 12月以上 21 21 17 29 9 5 3月未満 21 21 17 29 9 5 3月以上 6月未満 22 22 18 30 10 6 6月以上 9月未満 23 23 19 31 11 7 9月以上12月未満 24 24 20 32 12 8 12月以上 25 25 21 33 13 9 3月未満 25 25 21 33 13 9 8 6月以上 6月未満 26 26 22 34 14 10 8 6月以上 9月未満 27 27 23 35 15 11 9月以上12月未満 28 28 24 36 16 12 12月以上 29 29 25 37 17 13 9 3月未満 29 29 25 37 17 13		3月以上 6月未満	18	18	14	26	6	2
12月以上 21 21 17 29 9 5 3月未満 21 21 17 29 9 5 3月以上 6月未満 22 22 18 30 10 6 6月以上 9月未満 23 23 19 31 11 7 9月以上12月未満 24 24 20 32 12 8 12月以上 25 25 21 33 13 9 3月未満 25 25 21 33 13 9 3月以上 6月未満 26 26 22 34 14 10 8 6月以上 9月未満 27 27 23 35 15 11 9月以上12月未満 28 28 24 36 16 12 12月以上 29 29 25 37 17 13 9 3月未満 29 29 25 37 17 13	6	6月以上 9月未満	19	19	15	27	7	3
7 3月未満 21 21 17 29 9 5 3月以上 6月未満 22 22 18 30 10 6 6月以上 9月未満 23 23 19 31 11 7 9月以上12月未満 24 24 20 32 12 8 12月以上 25 25 21 33 13 9 3月未満 25 25 21 33 13 9 3月以上 6月未満 26 26 22 34 14 10 6月以上 9月未満 27 27 23 35 15 11 9月以上12月未満 28 28 24 36 16 12 12月以上 29 29 25 37 17 13 9 3月未満 29 29 25 37 17 13		9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
7 3月以上 6月未満 22 22 18 30 10 6 6月以上 9月未満 23 23 19 31 11 7 9月以上12月未満 24 24 20 32 12 8 12月以上 25 25 21 33 13 9 3月未満 25 25 21 33 13 9 3月以上 6月未満 26 26 22 34 14 10 6月以上 9月未満 27 27 23 35 15 11 9月以上12月未満 28 28 24 36 16 12 12月以上 29 29 25 37 17 13 9		12月以上	21	21	17	29	9	5
7 6月以上 9月未満 23 23 19 31 11 7 9月以上12月未満 24 24 20 32 12 8 12月以上 25 25 21 33 13 9 3月未満 25 25 21 33 13 9 3月以上 6月未満 26 26 22 34 14 10 6月以上 9月未満 27 27 23 35 15 11 9月以上12月未満 28 28 24 36 16 12 12月以上 29 29 25 37 17 13 9 3月未満 29 29 25 37 17 13		3月未満	21	21	17	29	9	5
9月以上12月未満 24 24 20 32 12 8 12月以上 25 25 21 33 13 9 3月未満 25 25 21 33 13 9 3月以上 6月未満 26 26 22 34 14 10 6月以上 9月未満 27 27 23 35 15 11 9月以上12月未満 28 28 24 36 16 12 12月以上 29 29 25 37 17 13 9 3月未満 29 29 25 37 17 13		3月以上 6月未満	22	22	18	30	10	6
12月以上 25 25 21 33 13 9 3月未満 25 25 21 33 13 9 3月以上 6月未満 26 26 22 34 14 10 6月以上 9月未満 27 27 23 35 15 11 9月以上12月未満 28 28 24 36 16 12 12月以上 29 29 25 37 17 13 3月未満 29 29 25 37 17 13	7		23	23	19	31	11	7
8 3月未満 25 25 21 33 13 9 3月以上 6月未満 26 26 22 34 14 10 6月以上 9月未満 27 27 23 35 15 11 9月以上12月未満 28 28 24 36 16 12 12月以上 29 29 25 37 17 13 3月未満 29 29 25 37 17 13		9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
8 3月以上 6月未満 26 26 22 34 14 10 6月以上 9月未満 27 27 23 35 15 11 9月以上12月未満 28 28 24 36 16 12 12月以上 29 29 25 37 17 13 3月未満 29 29 25 37 17 13		12月以上	25	25	21	33	13	9
8 6月以上 9月未満 27 27 23 35 15 11 9月以上12月未満 28 28 24 36 16 12 12月以上 29 29 25 37 17 13 3月未満 29 29 25 37 17 13		3月未満	25	25	21	33	13	9
9月以上12月未満 28 28 24 36 16 12 12月以上 29 29 25 37 17 13 3月未満 29 29 25 37 17 13			26	26	22	34	14	10
12月以上 29 29 25 37 17 13 3月未満 29 29 25 37 17 13	8	6月以上 9月未満	27	27	23	35	15	11
9 3月未満 29 29 25 37 17 13		9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
9		12月以上	29	29	25	37	17	13
3月以上 6月未満 30 30 26 38 18 14	Q	3月未満	29	29	25	37	17	13
	9	3月以上 6月未満	30	30	26	38	18	14

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
9	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上 6月未満	34	34	30	42	22	18
10	6月以上 9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上 6月未満	38	38	34	46	26	22
11	6月以上 9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上 6月未満	42	42	38	50	30	26
12	6月以上 9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上 6月未満	46	46	42	54	34	30
13	6月以上 9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上 6月未満	50	50	46	58	38	34
14	6月以上 9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上 6月未満	54	54	50	62	42	38
15	6月以上 9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上 6月未満	58	58	54	66	46	42
16	6月以上 9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上 6月未満	62	62	58	70	50	46
17	6月以上 9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上 6月未満	66	66	62	74	54	50
18	6月以上 9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上 6月未満	70	70	65	78	58	54
19	6月以上 9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上 6月未満	74	74	67	82	62	58
20	6月以上 9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上 6月未満	78	78	70	86	66	62
21	6月以上 9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上 6月未満	82	82	73	90	70	66
22	6月以上 9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上 6月未満	86	86	75	94	74	69
23	6月以上 9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上 6月未満	90	90	77	98	78	
24	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上 6月未満	94	94	79	102	82	
25	6月以上 9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上 6月未満	98	98	82	106	86	

旧号給	日級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
26	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上 6月未満	102	102	85	110	90	
27	6月以上 9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上 6月未満	106	106	87	114		
28	6月以上 9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上 6月未満	110	110	90	118		
29	6月以上 9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上 6月未満	114	114	93	122		
30	6月以上 9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上 6月未満	118	118	95	126		
31	6月以上 9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
	3月未満	121	121				
	3月以上 6月未満	121	122				
32	6月以上 9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
	3月未満		125				
	3月以上 6月未満		126				
33	6月以上 9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ハ 教育職本給表の適用を受ける職員の新号給

八 教育	職本結衣の週用を 交 り	O IMP V	7171 77 1141	1	1		1
旧号給	経過期間 旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	3月未満			1	1	1	1
	3月以上 6月未満			1	1	1	1
1	6月以上 9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	2	1	1	1
2	6月以上 9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	6	1	1	1
3	6月以上 9月未満	7	7	7	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1	1
	3月未満	9	9	9	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	10	10	2	1	1
4	6月以上 9月未満	11	11	11	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1	1
	12月以上	13	13	13	5	1	1
	3月未満	13	13	13	5	1	1
	3月以上 6月未満	14	14	14	6	1	1
5	6月以上 9月未満	15	15	15	7	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1	1
	12月以上	17	17	17	9	1	1
	3月未満	17	17	17	9	1	1
	3月以上 6月未満	18	18	18	10	2	1
6	6月以上 9月未満	19	19	19	11	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4	1
	12月以上	21	21	21	13	5	1
	3月未満	21	21	21	13	5	1
	3月以上 6月未満	22	22	22	14	6	1
7	6月以上 9月未満	23	23	23	15	7	1
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8	1
	12月以上	25	25	25	17	9	1
	3月未満	25	25	25	17	9	1
	3月以上 6月未満	26	26	26	18	10	1
8	6月以上 9月未満	27	27	27	19	11	1
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12	1
	12月以上	29	29	29	21	13	1
9	3月未満	29	29	29	21	13	1
3	3月以上 6月未満	30	30	30	22	14	1

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	6月以上 9月未満	31	31	31	23	15	1
9	9月以上12月未満	32	32	32	24	16	1
	12月以上	33	33	33	25	17	1
	3月未満	33	33	33	25	17	1
	3月以上 6月未満	34	34	34	26	18	1
10	6月以上 9月未満	35	35	35	27	19	1
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20	1
	12月以上	37	37	37	29	21	1
	3月未満	37	37	37	29	21	1
	3月以上 6月未満	38	38	38	30	22	1
11	6月以上 9月未満	39	39	39	31	23	1
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24	1
	12月以上	41	41	41	33	25	1
	3月未満	41	41	41	33	25	1
	3月以上 6月未満	42	42	42	34	26	1
12	6月以上 9月未満	43	43	43	35	27	1
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28	1
	12月以上	45	45	45	37	29	1
	3月未満	45	45	45	37	29	1
	3月以上 6月未満	46	46	46	38	30	1
13	6月以上 9月未満	47	47	47	39	31	1
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32	1
	12月以上	49	49	49	41	33	1
	3月未満	49	49	49	41	33	1
	3月以上 6月未満	50	50	50	42	34	1
14	6月以上 9月未満	51	51	51	43	35	1
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36	1
	12月以上	53	53	53	45	37	1
	3月未満	53	53	53	45	37	1
	3月以上 6月未満	54	54	54	46	38	1
15	6月以上 9月未満	55	55	55	47	39	1
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40	1
	12月以上	57	57	57	49	41	1
	3月未満	57	57	57	49	41	1
	3月以上 6月未満	58	58	58	50	42	1
16	6月以上 9月未満	59	59	59	51	43	1
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44	1
	12月以上	61	61	61	53	45	1
	3月未満	61	61	61	53	45	1
	3月以上 6月未満	62	62	62	54	46	1
17	6月以上 9月未満	63	63	63	55	47	1
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48	1
	12月以上	65	65	65	57	49	1

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間						
18	3月未満 3月以上 6月未満	65	65	65	57	49	1
	6月以上 9月未満	66	66	66	58	50	1
		67	67	67	59	51	1
	9月以上12月未満 12月以上	68 69	68 69	68 69	60 61	52 53	1
							_
	3月未満	69	69	69	61	53	1
1.0	3月以上 6月未満 6月以上 9月未満	70	70	70	62	54	1
19		71	71	71	63	55 56	1
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56	1
	12月以上	73	73	73	65	57	1
	3月未満	73	73	73	65	57	1
0.0	3月以上 6月未満	74	74	74	66	58	2
20	6月以上 9月未満	75	75	75	67	59	3
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60	4
	12月以上	77	77	77	69	61	5
	3月未満	77	77	77	69	61	5
	3月以上 6月未満	78	78	78	70	62	6
21	6月以上 9月未満	79	79	79	71	63	7
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64	8
	12月以上	81	81	81	73	65	9
	3月未満	81	81	81	73	65	9
	3月以上 6月未満	82	82	82	74	66	9
22	6月以上 9月未満	83	83	83	75	67	10
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68	10
	12月以上	85	85	85	77	69	11
	3月未満	85	85	85	77	69	11
	3月以上 6月未満	86	86	86	78	70	11
23	6月以上 9月未満	87	87	87	79	71	12
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72	12
	12月以上	89	89	89	81	73	13
	3月未満	89	89	89	81		
	3月以上 6月未満	90	90	90	82		
24	6月以上 9月未満	91	91	91	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	84		
	12月以上	93	93	93	85		
	3月未満	93	93	93	85		
	3月以上 6月未満	94	94	94	86		
25	6月以上 9月未満	95	95	95	87		
	9月以上12月未満	96	96	96	88		
	12月以上	97	97	97	89		
26	3月未満	97	97	97	89		
	3月以上 6月未満	98	98	98	90		
	6月以上 9月未満	99	99	99	91		

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
26	9月以上12月未満	100	100	100	92		
	12月以上	101	101	101	93		
	3月未満	101	101	101			
	3月以上 6月未満	102	102	102			
27	6月以上 9月未満	103	103	103			
	9月以上12月未満	104	104	104			
	12月以上	105	105	105			
	3月未満	105	105	105			
	3月以上 6月未満	106	106	106			
28	6月以上 9月未満	107	107	107			
	9月以上12月未満	108	108	108			
	12月以上	109	109	109			
	3月未満	109	109				
	3月以上 6月未満	110	110				
29	6月以上 9月未満	111	111				
	9月以上12月未満	112	112				
	12月以上	113	113				
	3月未満	113	113				
	3月以上 6月未満	114	114				
30	6月以上 9月未満	115	115				
	9月以上12月未満	116	116				
	12月以上	117	117				
	3月未満	117	117				
	3月以上 6月未満	118	118				
31	6月以上 9月未満	119	119				
	9月以上12月未満	120	120				
	12月以上	121	121				
	3月未満	121	121				
	3月以上 6月未満	122	122				
32	6月以上 9月未満	123	123				
	9月以上12月未満	124	124				
	12月以上	125	125				
	3月未満	125	125				
33	3月以上 6月未満	126	126				
	6月以上 9月未満	127	127				
	9月以上12月未満	128	128				
	12月以上	129	129				
	3月未満	129	129				
34	3月以上 6月未満	130	130				
	6月以上 9月未満	131	131				
	9月以上12月未満	132	132				
	12月以上	133	133				

旧号給	旧級	1 公弘	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間	1級					
35	3月未満	133					
	3月以上 6月未満	134					
	6月以上 9月未満	135					
	9月以上12月未満	136					
	12月以上	137					
	3月未満	137					
	3月以上 6月未満	138					
36	6月以上 9月未満	139					
	9月以上12月未満	140					
	12月以上	141					
	3月未満	141					
	3月以上 6月未満	142					
37	6月以上 9月未満	143					
	9月以上12月未満	144					
	12月以上	145					
	3月未満	145					
38	3月以上 6月未満	146					
	6月以上 9月未満	147					
	9月以上12月未満	148					
	12月以上	149		_			

ニ 看護職本給表の適用を受ける職員の新号給

	旧級			O /47	4 /477	= /er	2 / 17	- Jet
旧号給	経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	2	1	1	1	1
2	6月以上 9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	6	2	1	1	1
3	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	10	10	6	2	1	1
4	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
_	3月以上 6月未満	14	14	14	10	6	2	1
5	6月以上 9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5 5	1
	3月未満 3月以上 6月未満	17 18	17 18	17 18	13 14	9	6	1 2
C	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
6	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
7	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
8	3月以上 6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	30	30	30	26	22	18	14

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
9	6月以上 9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未満	38	38	38	34	30	26	22
11	6月以上 9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未満	42	42	42	38	34	30	26
12	6月以上 9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未満	46	46	46	42	38	34	30
13	6月以上 9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未満	50	50	50	46	42	38	34
14	6月以上 9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上 6月未満	54	54	54	50	46	42	38
15	6月以上 9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
16	3月以上 6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上 9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上 6月未満	62	62	62	58	54	50	46
17	6月以上 9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上 6月未満	66	66	66	62	58	54	50
18	6月以上 9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上 6月未満	70	70	70	66	62	58	54
19	6月以上 9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上 6月未満	74	74	74	70	66	62	
20	6月以上 9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上 6月未満	78	78	78	74	70	66	
21	6月以上 9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上 6月未満	82	82	82	78	74	69	
22	6月以上 9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上 6月未満	86	86	86	82	78		
23	6月以上 9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上 6月未満	90	90	90	86	82		
24	6月以上 9月未満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上 6月未満	94	94	94	90			
25	6月以上 9月未満	95	95	95	91			
	9月以上12月未満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
	3月未満	97	97	97	93			
26	3月以上 6月未満	98	98	98	94			
	6月以上 9月未満	99	99	99	95			

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
0.0	9月以上12月未満	100	100	100	96			
26	12月以上	101	101	101	97			
	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上 6月未満	102	102	102	98			
27	6月以上 9月未満	103	103	103	99			
	9月以上12月未満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上 6月未満	106	106	106	102			
28	6月以上 9月未満	107	107	107	103			
	9月以上12月未満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
	3月未満	109	109	109				
	3月以上 6月未満	110	110	110				
29	6月以上 9月未満	111	111	111				
	9月以上12月未満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
	3月未満	113	113	113				
	3月以上 6月未満	114	114	114				
30	6月以上 9月未満	115	115	115				
	9月以上12月未満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
	3月未満	117	117	117				
	3月以上 6月未満	118	118	118				
31	6月以上 9月未満	119	119	119				
	9月以上12月未満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
	3月未満	121	121					
	3月以上 6月未満	122	122					
32	6月以上 9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
	3月未満	125	125					
	3月以上 6月未満	126	126					
33	6月以上9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
	3月未満	129	129					
	3月以上 6月未満	130	130					
34	6月以上 9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	3月未満	133	133					
	3月以上 6月未満	134	134					
35	6月以上 9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
	3月未満	137	137					
	3月以上 6月未満	138	138					
36	6月以上 9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
	3月未満	141	141					
	3月以上 6月未満	142	142					
37	6月以上 9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
	3月未満	145	145					
	3月以上 6月未満	146	146					
38	6月以上 9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
	3月未満	149						
	3月以上 6月未満	150						
39	6月以上 9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
	3月未満	153						
	3月以上 6月未満	154						
40	6月以上 9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
	3月未満	157						
	3月以上 6月未満	158						
41	6月以上 9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表(附則第4項関係)

イ 旧級が一般職本給表(一)の11級である職員の新号給

イ 旧級カ	3一般職本給表(一)の	11級である槭貝の	机万和
旧号給	新級 経過期間	9級	1 0 級
	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
1	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
2	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
3	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
4	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
5	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
6	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	2	1
7	6月以上 9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
	3月未満	5	1
8	3月以上 6月未満	6	1
O	6月以上 9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1

11 H AA	新級	o /at	1 0 /st
旧号給	経過期間	9級	10級
8	12月以上	9	1
	3月未満	9	1
	3月以上 6月未満	10	1
9	6月以上 9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
	3月未満	13	1
	3月以上 6月未満	14	1
10	6月以上 9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
	3月未満	17	1
	3月以上 6月未満	18	1
11	6月以上 9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
	3月未満	21	1
	3月以上 6月未満	22	2
12	6月以上 9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
	3月未満	25	5
	3月以上 6月未満	26	6
13	6月以上 9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
	3月未満	29	9
	3月以上 6月未満	30	10
14	6月以上 9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
	3月未満	33	13
	3月以上 6月未満	34	13
15	6月以上 9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附則別表第4 指定職本給表の適用を受ける職員の号給の切替表(附則第5項関係)

旧号給	新 号 給
1から3まで	1
4	2
5	3
6	4
7	5
8	6
9	7
1 0	8
1 1	9

附 則 (平成18年9月6日規程第19号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年9月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 平成18年4月1日から施行日の前日までに第33条及び第35条の適用を受けた職員で、改正後の規定を適用した場合に不利となる職員については、改正前の規定を適用する。

附 則 (平成19年3月19日規程第52号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。 (平成20年3月31日までの間における地域手当の支給割合)
- 2 平成20年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、「100分の10」とあるのは「100分の5」とする。

附 則 (平成19年12月4日規程第16号)

(施行期日)

1 この規程は、平成19年12月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第26条の規定については平成19年12月1日より適用する。

(平成20年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

2 平成20年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、「100分の10」とあるのは「100分の5.5」とする。

附 則 (平成20年3月25日規程第17号)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。 (平成21年3月31日までの間における地域手当の支給割合)
- 2 平成21年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、「100分

の10」とあるのは「100分の7」とする。

附 則 (平成21年3月3日規程第85号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月23日規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月23日から施行し、平成21年6月1日から適用する。 (平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例)
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第25条第2項及び第26条第2項の規定の適用については、第25条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第26条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則 (平成21年11月24日規程第11号)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 削除

附 則 (平成22年3月19日規程第64号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月21日規程第82号)

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月30日規程第100号)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。 (本給の差額支給を受ける職員の取扱い)
- 2 本規程(平成21年12月1日施行)附則第2項を次のとおり改正する。
 - 9 削除
- 3 本規程(平成18年4月1日施行)附則第9項の適用については、同項中「本給月額に」とあるのは「本給月額(次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に」と、「相当する額を」とあるのは「相当する額(本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を」とし、同項に次の各号を加える。
 - 一 適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員 100分の99.59

本給表	職務の級	号 給
一般職本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで

	3級	1号給から8号給まで
一般職本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育研究職本給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
看護職本給表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

- 二 指定職本給表の適用を受ける職員 100分の99.44
- 三 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83 (特定職員についての特例)
- 4 当分の間、職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号級がその職務の級における最低の号給でない者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 本給月額 当該特定職員の本給月額(当該特定職員が第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額(当該特定職員が同条の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、第6項及び第7項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額(以下この項及び第6項において「本給月額減額基礎額」という。))
 - 二 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を 乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域 手当の月額)
 - 三 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額(別に定める職員にあっては、役職段階別加算額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、管理職加算額を加算した額。)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第25条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員

が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額(別に定める職員にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に別に定める割合を乗じて得た額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、本給月額減額基礎額に別に定める割合を乗じて得た額を加算した額。)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- 四 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額(別に定める職員にあっては、役職段階別加算額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、管理職加算額を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第26条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額(別に定める職員にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額に、当該合計額に別に定める割合を乗じて得た額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、本給月額減額基礎額に別に定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第26条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)
- 五 第30条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定 職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第30条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第30条第2項 第1号、第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第30条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額
 - ニ 第30条第4項又は第6項 第1号、第2号及び第3号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額

本 給 表	職務の級
一般職本給表(一)	6 級
教育研究職本給表	5級
看護職本給表	6 級

- 5 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第21条から第22条まで及び第33条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、第32条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当

の月額の合計額に12を乗じ、その額をその年度の日数から休日の日数を差し引いた日数に7.75を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額に12を乗じ、その額をその年度の日数から休日の日数を差し引いた日数に7.75を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

- 7 附則第4項の規定が適用される間、第26条第1項第2号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号イに掲げる職員で附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975 (特定管理職員にあっては100分の1.275)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65(特定管理職員にあっては100分の85)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
- 8 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する国立大学法人電気 通信大学職員育児休業規程第30条の適用については、同条中「給与規程に規定する勤務 1時間あたりの給与」の額は、附則第6項の規定による額とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

9 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則4項の規定に適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則 (平成23年3月29日規程第128号)

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。 (天-1) - (エー1) - (エー

- (平成23年4月1日における号給の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、職務の級における 最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成2 2年1月1日において第12条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の 号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要 があるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定 がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 3 国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程(以下「育児休業等規程」という。)第 18条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「と する」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額は、当該号給に応じた額に、育 児休業等規程第24条の規定により読み替えられた勤務時間規程第2条第1項ただし書 の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た 数を乗じて得た額とする」とする。

附 則 (平成23年7月20日規程第25号)

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規程第80号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。 (本給の差額支給を受ける職員の取扱い)
- 2 本規程 (平成18年4月1日施行) 附則第9項の適用については、同項中「本給月額に」とあるのは「本給月額(次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に」とし、「には」の後に「、平成26年3月31日までの間」を加え、「相当する額を」とあるのは「相当する額(本規程(平成22年12月1日施行) 附則第4項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が本規程(平成22年12月1日施行) 附則第4項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を」とし、同項に次の各号を加える。
 - 一 適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務 の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員 100分の99.1

本給表	職務の級	号 給
一般職本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育研究職本給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
看護職本給表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

- 二 指定職本給表の適用を受ける職員 100分の98.94
- 三 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

(号給調整)

3 平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日において、人事院 が別に定める年齢に満たない職員については、人事院規則に準じ、この日における号給 を1号給(特に調整の必要のある場合には、2号給)上位の号給とする。

附 則 (平成24年6月26日規程第103号)

- 1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。 (特例期間における給与減額措置について)
- 2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)

においては、第5条第2項各号に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額(本規程(平成18年4月1日施行)附則第9項の規定による本給を含み、当該職員が第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給月額(本規程(平成18年4月1日施行)附則第9項の規定による本給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の本給表欄に掲げる本給表及び同表の職務の級欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の割合欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割 合
一般職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育研究職本給表	2級以下	100分の4.77
	3級、4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
看護職本給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
指定職本給表	全ての号給	100分の9.77

- 3 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給 に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ず る。
 - 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 二 地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を 乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を 乗じて得た額
 - 三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た 額
 - 四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - 五 第30条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該職員 に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める 額
 - イ 第30条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 第30条第2項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に100分の80を乗 じて得た額
 - ハ 第30条第3項 前項及び第二号に定める額に、同条第3項の規定により当該職

員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 二 第30条第4項及び第6項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に、同条第4項及び第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、第32条の規定の適用については、同条中「本給の月額」とあるのは「本給の月額から本規程(平成24年7月1日施行)附則第2項に定める額に相当する額を減じた額」とし、「管理職手当の月額」とあるのは「管理職手当の月額から本規程(平成24年7月1日施行)附則第3項第一号に定める額に相当する額を減じた額」とする。
- 5 特例期間においては、本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第二号から第五号の規定の適用については、第2項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第二号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項第二号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第三号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第四号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第五号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号口及び二中「前項並びに第二号及び第三号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第二号及び第三号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項がに第二号及び第三号」と、同号ハ中「前項及び第二号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項がびに第二号及び第三号」とよる。

(端数計算)

6 この附則により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成25年12月25日規程第20号) この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日規程第85号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。 (本給の差額支給を受ける職員の取扱い)
- 2 本規程(平成18年4月1日施行)附則第9項の適用については、平成24年4月1日付附則第2項の規程にかかわらず、同項中「本給月額に」とあるのは「本給月額(次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に」とし、「相当する額を」とあるのは「相当する額(本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場

合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を」とし、同項に次の各号を加える。

一 適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務 の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員 100分の99.1

本給表	職務の級	号 給
一般職本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育研究職本給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
看護職本給表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

- 二 指定職本給表の適用を受ける職員 100分の98.94
- 三 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

附 則 (平成26年12月1日規程第19号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第26条及び附則第4項の規定については平成26年12月1日から適用する。 (適用日前の異動者の号給の調整)
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の適用 日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動をしたも のとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要 な調整を行うことができる。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

3 平成27年3月31日までの間における第12条第2項(育児休業等規程第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

(特定職員についての特例)

4 本規程(平成22年12月1日)附則第7項を次のとおり改正する。

附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375 (特定管理職員にあっては100分の1.5375)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5 (特定管理職員にあっては

100分の102.5)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平成27年3月26日規程第66号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
 - (切替日前の異動者の号給の調整)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員 および別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日 において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる 限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。ただし、切替日前日に本規程(平成18年4月1日施行)附則第9項が適用されている職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給に達しないこととなるものについては、当分の間、本給月額のほか、その差額に相当する額(特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。) について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる ときには、当該職員には別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、本給を支給する。
- 6 第3項から第5項の規定による本給を支給される職員に関する給与規程第13条第2項、第15条第2項の規定の適用については、給与規程第13条第2項「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第3項から第5項の規定による本給の額との合計額」と、給与規程第15条第2項中「調整前の本給月額」とあるのは「調整前の本給月額と附則第3項から第5項の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

7 平成28年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、同項中「100分の16」とあるのは「100分の13」とする。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

8 平成30年3月31日までの間における第19条第2項の適用については、「30,00円」とあるのは「26,000円」とする。

(特定職員についての特例)

- 9 本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項中、「当分の間」とあるのは「平成3 0年3月31日までの間」とする。ただし、切替日前日に本規程(平成18年4月1日施 行)附則第9項が適用されている職員を除く。
- 10 本規程(平成26年12月1日施行)附則第4項を次のとおり改正する。

本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125(特定管理職員にあっては100分の1.425)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75(特定管理職員にあっては100分の95)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平成27年9月29日規程第7号)

この規程は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月23日規程第123号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。 (平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合)
- 2 本規程(平成27年4月1日施行)附則第7項を次のとおり改正する。平成28年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、同項中「100分の16」とあるのは「100分の15」とする。

(特定職員についての特例)

3 本規程(平成27年4月1日施行)附則第10項を次のとおり改正する。 本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項 第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号 に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定により給与が減ぜ られて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100 分の1.125(特定管理職員にあっては100分の100分の1.425)、12月に 支給する場合においては100分の1.275(特定管理職員にあっては100分の1. 575)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、 6月に支給する場合においては100分の75(特定管理職員にあっては100分の9 5)、12月に支給する場合においては100分の85(特定管理職員にあっては100

(特定職員等に対する給与の支給等の特例)

4 本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項に規定する特定職員であり、かつ、平成27年4月1日前に55歳に達した者であって、同項の規定による本給を支給される者(以下「経過措置額支給特定職員」という。)に対する平成27年4月1日から施行日の

分の105)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項から第7項まで(第6項を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 本給(第30条第2項から第4項までおよび第6項の規定により支給する場合、第34条の規定により半額を減ずる場合又は第35条の規定により日割計算により支給する場合におけるものに限る。)
- 二 地域手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 期末手当
- 六 勤勉手当
- 5 経過措置額支給特定職員(第2項の適用を受ける職員を除く。)に対する平成27年4月1日から施行日の属する月の末日までの間に係る第33条の規定による給与の減額に当たっては、この項から第7項まで(第6項を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。この場合における第33条第2項に規定する本給に対応する額及び地域手当に対応する額は、それぞれ改正前の規定による額に相当する額とする。
- 6 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、平成27年改正国立大学法人電気通信大学職員給与規程附則第3項から第5項までの規定による本給支給細則(以下「平成27年改正本給支給細則」という。)第3条第1項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する本規程(平成27年4月1日施行)附則第4項又は第5項の規定による本給については、平成27年改正本給支給細則第3条又は第4条の規定にかかわらず、平成27年改正本給支給細則第3条第1項第2号中「対応する本給月額に」とあるのは「対応する本給月額(同日が給与規程(平成28年3月1日施行)の施行日より前であるときは改正前の給与規程の規定による本給月額。以下この号において同じ。)に」と、「当該降格後に受けることとなる号給」とあるのは、「当該降格後に受けることとなる号給(当該降格をした日が給与規程(平成28年3月1日施行)の施行日より前であるときは、初任給等細則(平成28年3月1日施行)の改正前の初任給等細則の規定による号給)」と読み替えて、平成27年改正本給支給細則の規定を適用した場合の本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給の額に相当する額を、同附則第4項または第5項の規定による本給として支給する。
- 7 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の規定による本給月額から、本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額(第34条の規定の適用を受ける職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)が、改正前の規定に

よる本給月額から、本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額(第34条の規定の適用を受ける職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)に達しないときにおける平成27年改正本給支給細則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。ただし、経過措置額支給特定職員に対して支給される第4項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第33条の規定による給与の減額の額の算定の基礎になる場合における本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給については適用しない。

附 則 (平成28年3月23日規程第125号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。 (本規程(平成27年4月1日施行)附則第8項の取扱いについて)
- 2 この規程の施行日以降において、本規程(平成27年4月1日施行)附則第8項の規定 については、適用しないものとする。

(特定職員についての特例)

3 本規程(平成27年4月1日施行)附則第10項を次のとおり改正する。

本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2(特定管理職員にあっては100分の1.5)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80(特定管理職員にあっては100分の100)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平成28年12月1日規程第42号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第26条の規定については平成28年12月1日から適用する。

(特定職員についての特例)

2 本規程(平成28年4月1日)附則第3項を次のとおり改正する。

本規程(平成22年12月1日施行) 附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行) 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35(特定管理職員にあっては100分の1.65)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90(特定管理職員にあっては100分の110)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(特定職員等に対する給与の支給等の特例)

3 本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項に規定する特定職員であり、かつ、平成

28年4月1日前に55歳に達した者であって、同項の規定による本給を支給される者 (以下「経過措置額支給特定職員」という。)に対する平成28年4月1日から施行日の 属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項から 第6項まで(第5項を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の規定により支給さ れるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の規定に より支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とす る。

- 一 本給(第30条第2項から第4項までおよび第6項の規定により支給する場合、第3 4条の規定により半額を減ずる場合又は第35条の規定により日割計算により支給する場合におけるものに限る。)
- 二 地域手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 期末手当
- 六 勤勉手当
- 4 経過措置額支給特定職員(第2項の適用を受ける職員を除く。)に対する平成28年4月1日から施行日の属する月の末日までの間に係る第33条の規定による給与の減額に当たっては、この項から第6項まで(次項を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。この場合における第33条第2項に規定する本給に対応する額及び地域手当に対応する額は、それぞれ改正前の規定による額に相当する額とする。
- 5 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、平成27年改正国立大学法人電気通信大学職員給与規程附則第3項から第5項までの規定による本給支給細則(以下「平成27年改正本給支給細則」という。)第3条第1項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する本規程(平成27年4月1日施行)附則第4項又は第5項の規定による本給については、平成27年改正本給支給細則第3条又は第4条の規定にかかわらず、平成27年改正本給支給細則第3条第1項第2号中「対応する本給月額に」とあるのは「対応する本給月額(同日が給与規程(平成28年12月1日施行)の施行日より前であるときは改正前の給与規程の規定による本給月額。以下この号において同じ。)に」と、「当該降格後に受けることとなる号給」とあるのは、「当該降格後に受けることとなる号給(当該降格をした日が給与規程(平成28年12月1日施行)の施行日より前であるときは、初任給等細則(平成28年12月1日施行)の改正前の初任給等細則の規定による号給)」と読み替えて、平成27年改正本給支給細則の規定を適用した場合の本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給の額に相当する額を、同附則第4項または第5項の規定による本給として支給する。
- 6 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の規定による本給月額から、本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額(第34条の規定の適用を受け

る職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)が、改正前の規定による本給月額から、本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額(第34条の規定の適用を受ける職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)に達しないときにおける平成27年改正本給支給細則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。ただし、経過措置額支給特定職員に対して支給される第4項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第33条の規定による給与の減額の額の算定の基礎になる場合における本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給については、適用しない。

附 則 (平成28年12月27日規程第54号)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のこの規程第31条第三号の規定は、この規程施行の日以後の介護休業の期間 について適用し、同日前の介護休業の期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月22日規程第117号)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(特定職員についての特例)

2 本規程(平成28年12月1日施行)附則第2項を次のとおり改正する。

本規程(平成22年12月1日施行) 附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行) 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275(特定管理職員にあっては100分の1.575)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85(特定管理職員にあっては100分の105)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第14条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第14条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育研究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「一般職(一)8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族

たる子」という。)については一人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあっ ては、そのうち一人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれか に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については一人につき6, 500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人につい ては9,000円)」と、第5項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、 扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養 親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合 又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、 その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(一般職(一)9級以上職員等に扶養親族た る配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場 合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又 は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初 の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職(一)9級 以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除 く。)なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたこと を了知し得べきこととなった日とする。」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至 った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親 族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠 くに至った場合を除く。)なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がそ の事実の生じたことを了知し得べきこととなった日とする。 三 扶養親族たる子又は 扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合 を除く。) 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに 至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、第6項中「扶養親族(一般職(一) 9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「な った日、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となっ た職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で 前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等以 外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものが ない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、 一般職(一)9級以上職員等以外の職員から一般職(一)9級以上職員等となった職員に 扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてそ の職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一 般職(一)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各 号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」 とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲 げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日 が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定 (扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないもの が扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手 当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある

職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第14条第1項ただし書 及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第14条第3項及び第5項から第 7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは 「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職 本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育研究職本給表 の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「一般職(一)8級職員等」 という。)にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、 第5項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。) がある場合、一般職(一) 9級以上職員等から一般職(一) 9級以上職員等以外の職員と なった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場 合(一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至 った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職(一)9級以 上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるの は「場合」と、第6項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族 たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職(一)9級以上職員 等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母 等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものが ないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「な った日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定に よる届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職(一)9級以上職員等以外の 職員から一般職(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項 の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規 定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等となった 日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、 第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶 養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるの は「扶養親族」とする。
- 5 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第14条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、第14条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる

配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「が5級」 とあるのは「が5級以上」と、「一般職(一)8級職員等」とあるのは「一般職(一)8 級以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族(一 般職(一) 9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。) がある場合、一般職(一) 9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる 配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職(一)9級以 上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除 く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職(一)9級以上職員等に扶養親族た る配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項 中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」と あるのは「扶養親族」と、「なつた日、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合におい てその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員 が一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同 項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るも のがない場合」と、「死亡した日、一般職(一)9級以上職員等以外の職員から一般職(一) 9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に 係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係る ものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡 した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第 6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶 養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるの は「扶養親族」と、同項第4号中「一般職(一)8級職員等が一般職(一)8級職員等及 び一般職(一)9級以上職員等」とあるのは「一般職(一)8級以上職員等が一般職(一) 8級以上職員等」と、同項第6号中「一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9級以上 職員等」とあるのは「一般職(一)8級以上職員等」と、「が一般職(一)8級職員等」 とあるのは「が一般職(一)8級以上職員等」とする。

附 則 (平成29年12月20日規程第19号) (施行期日)

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。 (特定職員についての特例)
- 2 本規程(平成28年4月1日)附則第3項を次のとおり改正する。

本規程(平成22年12月1日施行) 附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行) 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の1.275(特定管理職員にあっては100分の1.575)、12月に支給する場合には100分の1.425(特定管理職員にあっては100分の1.725)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは、100分の85(特定管理職員にあっては100分の105)、12月に支給する時は100

分の95 (特定管理職員にあっては、100分の115) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

(特定職員等に対する給与の支給等の特例)

- 3 本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項に規定する特定職員であり、かつ、平成29年4月1日前に55歳に達した者であって、同項の規定による本給を支給される者(以下「経過措置額支給特定職員」という。)に対する平成29年4月1日から施行日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項から第6項まで(第5項を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の規定により支給されるべき額にされるでき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。
 - 一 本給(第30条第2項から第4項までおよび第6項の規定により支給する場合、第34条の規定により半額を減ずる場合又は第35条の規定により日割計算により支給する場合におけるものに限る。)
 - 二 地域手当
 - 三 超過勤務手当
 - 四 休日給
 - 五 期末手当
 - 六 勤勉手当
- 4 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の 末日までの間に係る第33条の規定による給与の減額に当たっては、この項から第6項 まで(次項を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の規定による給与に係る減額 されるべき額が、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正 前の規定による給与に係る減額されるべき額をもって減額する額とする。 この場合における第33条第2項に規定する本給に対応する額及び地域手当に対応する 額は、それぞれ改正前の規定による額に相当する額とする。
- 5 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において、「平成27年改正国立大学法人電気通信大学職員給与規程附則第3項から第5項までの規定による本給支給細則」(以下「平成27年改正本給支給細則」という。)第3条第1項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する本規程(平成27年4月1日施行)附則第4項又は第5項の規定による本給については、平成27年改正本給支給細則第3条又は第4条の規定にかかわらず、平成27年改正本給支給細則第3条第1項第二号中「対応する本給月額に」とあるのは「対応する本給月額(同日が給与規程(平成30年1月1日施行)の施行日より前であるときは改正前の給与規程の規定による本給月額。以下この号において同じ。)に」と、「当該降格後に受けることとなる号給」とあるのは、「当該降格後に受けることとなる号給(当該降格をした日が給与規程(平成30年1月1日施行)の施行日より前であるときは、初任給等細則(平成28年12月1日施行)の改正前の初任給等細則の規定による号給)」と読み替えて、平成27年改正本給支給細則の規定を適用した場合の本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給の額に相当する額を、同附則第4項または第5項の規定による本給として支給する。
- 6 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員に

ついて、改正後の規定による本給月額から、本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額(第34条の規定の適用を受ける職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)が、改正前の規定による本給月額から、本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額(第34条の規定の適用を受ける職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)に達しないときにおける平成27年改正本給支給細則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。ただし、経過措置額支給特定職員に対して支給される第3項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第33条の規定による給与の減額の額の算定の基礎になる場合における本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給については、適用しない。

附 則 (平成30年3月28日規程第27号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。 (平成30年4月1日における号給の調整)
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び別表第5に規定する指定職本給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成27年1月1日において第12条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。)その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 3 国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程第15条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程第15条に規定する育児短時間勤務職員の本給月額は、当該号給に応じた額に、同規程第24条の規定により読み替えられた国立大学法人電気通信大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則 (平成30年6月13日規程第1号)

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月19日規程第18号)

(施行期日)

1 この規程は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 (特定職員についての特例) 2 本規程(平成28年4月1日)附則第3項を次のとおり改正する。

本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の1.35(特定管理職員にあっては100分の1.65)、12月に支給する場合には100分の1.425(特定管理職員にあっては100分の1.725)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは、100分の90(特定管理職員にあっては100分の110)、12月に支給する時は100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平成31年3月18日規程第53号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日規程第67号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月17日規程第6号)

この規程は、令和元年6月17日から施行する。

附 則 (令和元年9月11日規程第14号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月18日規程第18号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年1月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 (特定職員についての特例)
- 2 本規程(平成31年1月1日) 附則第2項を次のとおり改正する。

本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の1.3875(特定管理職員にあっては100分の1.6875)、12月に支給する場合には100分の1.4625(特定管理職員にあっては100分の1.7625)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは、100分の92.5(特定管理職員にあっては100分の112.5)、12月に支給するときは100分の97.5(特定管理職員にあっては、100分の117.5)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 (令和2年3月18日規程第47号)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。 (特定職員についての特例) 2 本規程(令和2年1月1日施行)附則第2項を次のとおり改正する。

本規程(平成22年12月1日施行) 附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行) 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425(特定管理職員にあっては100分の1.725) を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95(特定管理職員にあっては100分の115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 (令和2年11月30日規程第30号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月15日規程第59号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月13日規程第15号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月13日規程第2号)

この規程は、令和4年4月13日から施行する。

附 則 (令和4年12月19日規程第60号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年1月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。 (特定職員についての特例)
- 2 改正規程(令和2年3月18日規程第47号)附則第2項を次のとおり改正する。 改正規程(平成22年11月30日規程第100号。以下この項において同じ。)附則 第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわ らず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で改正規程附則第4項の規定 により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合に は100分の1.425(特定管理職員にあっては100分の1.725)を、12月に 支給する場合には100分の1.575(特定管理職員にあっては100分の1.875) を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支 給するときは、100分の95(特定管理職員にあっては100分の115)、12月に 支給するときは100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じ て得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 (令和4年12月19日規程第61号)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。 (特定職員についての特例)
- 2 改正規程(令和4年12月19日規程第60号) 附則第2項を次のとおり改正する。 改正規程(平成22年11月30日規程第100号。以下この項において同じ。) 附則 第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわ

らず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で改正規程附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.5 (特定管理職員にあっては100分の1.8)を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の100 (特定管理職員にあっては100分の120)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 (令和5年6月19日規程第7号) この規程は、令和5年6月19日から施行する。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100 543,500
9 10	158,900 160,300	212,400	246,000 247,500	280,200 282,200	306,100 308,400	336,400 338,600	382,100 384,800	425,900 428,000	482,300 485,400	545,300 545,300
11	161,600	214,200 216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	545,300 547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	430,100	491,500	547,100
13	164,100	217,800	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	432,200	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	221,000	254,300	291,200	317,100	348,600	397,000	435,700	498,800	552,100
16	167,100	224,500	255,500	291,200	321,400	350,600	399,400	437,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	330,300
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700		527,000	
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600 360,400	396,100	437,400	468,300		
45 46	214,300 215,600	260,900 262,100	302,200	348,200 349,600	369,400 370,300	396,800	438,200	468,600		
46 47	215,600 216,900	262,100 263,400	303,900 305,500	349,600 351,100	370,300	397,500 398,200	439,000 439,400			
48	218,200	263,400	307,200	352,600	371,200	398,200	440,100			
49	219,200	265,600	308,100	354,200	372,100	399,500	440,100			
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	226,000			361,200			443,300			
1	ı ′ ⁻ l	ı ´ -l	´ - I	·	ı ´ - ˈ l	·	·		1	Ī

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
57	226,300	274,000		362,100	378,700	402,600	443,600			
58	227,100	275,000		362,800	379,300	402,900	444,000			
59	227,800	275,900		363,500	379,900	403,200	444,300			
60	228,500	277,000		364,200	380,600	403,500	444,600			
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	233,800	284,000		369,000	385,100	405,900				
69	234,500	285,000	•	369,300	385,500	406,100				
70	235,100	285,800		369,900	386,000	406,400				
71	235,600	286,600		370,600	386,500	406,700				
72	236,300	287,400		370,000	387,100	407,000				
73	237,000	288,200		371,200	387,100	407,000				
74 75	237,600	288,700		372,100	387,800	407,500				
75 76	238,200	289,100		372,800	388,200	407,800				
76	238,700	289,600		373,400	388,600	408,000				
77	239,300	289,800		373,800	388,900	408,200				
78	240,000	290,100		374,300	389,200	408,500				
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	241,200	290,700		375,400	389,800	409,000				
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	245,100	292,700		378,600	391,600					
88	245,600									
89	246,100	293,400		379,400	392,000					
90	246,600	293,800		379,900	392,300					
91	246,900	294,100		380,300	392,600					
92	247,300	294,500		380,700	392,800					
93	247,600	294,700		381,000	393,000					
	247,000			301,000	555,000					
94		294,900								
95 06		295,200								
96		295,600								
97		295,800								
98		296,100								
99		296,500								
100		296,900								
101		297,100								
102		297,400								
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600								
107		299,000								
108		299,300								
109		299,500								
110		299,900								
111		300,300								
112		300,600								
113		300,800								
114		301,000								

	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号	給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
115	5		301,300								
116	5		301,700								
117	7		301,900								
118	3		302,100								
119)		302,400								
120)		302,700								
121	l		303,100								
122	2		303,300								
123	3		303,600								
124	1		303,900								
125	5		304,200								

別表第2 一般職本給表(二) 第5条関係

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
3	138,100	190,100		256,300	284,500
4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300		298,200	345,300
1	ı ' l	•	i ' '	•	1

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	田	田	円
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55 5.0	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56 55	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57 50	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61 62	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
63	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
64	211,300	248,500	276,800	307,400 308,100	355,200 355,900
	212,200 212,800	249,200 250,000	277,900	308,100	356,500
65 66	212,800	250,600	278,700 279,500		356,500
67	213,000	250,800	280,300	309,100 309,700	357,500
68	214,300	251,800	280,300	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,300	358,400
70	215,800	252,300	282,500	311,300	330,400
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
102	228,500	263,200	299,200		
103	228,900	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

別表第3 教育研究職本給表 第5条関係

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	F
1	177,900	220,100	281,000	327,600	406,000	534,40
2	180,000	222,400	284,000	330,500	408,300	537,40
3	182,000	224,600	286,800	333,500	410,700	540,50
4	184,000	226,800	289,600	336,500	413,200	543,60
5	185,800	228,900	292,200	339,700	415,300	546,60
6	188,200	231,000	294,600	342,100	417,800	549,00
7	190,600	233,200	296,800	344,700	420,000	551,50
8	193,000	235,300	299,100	347,100	422,500	553,9
9	195,600	237,600	301,600	349,800	424,200	556,20
10	198,100	240,000	304,000	352,500	426,700	558,0
11	200,800	242,400	306,400	355,200	429,000	559,9
12	203,400	244,800	308,900	358,200	431,300	561,8
13	205,700	246,900	311,200	361,000	432,700	563,5
14	207,600	249,300	313,200	362,900	434,900	564,9
15	209,400	251,700	315,200	365,100	437,100	566,2
16	211,400	254,100	316,900	367,600	439,400	567,4
17	213,400	256,100	319,100	369,600	441,500	568,7
18	215,100	259,200	320,900	371,800	443,900	569,5
19	216,900	262,300	322,900	373,900	446,200	570,2
20	218,600	265,400	324,600	375,800	448,600	570,9
21	220,500	268,300	326,300	377,600	450,700	571,7
22	222,400	271,300	328,700	379,400	453,000	
23	224,300	274,200	330,900	380,900	455,400	
24	226,200	277,100	333,300	382,100	457,700	
25	228,000	279,700	335,300	383,500	459,700	
26	230,100	282,300	337,300	385,300	461,900	
27	232,200	284,800	339,400	387,100	464,000	
28	234,300	287,400	341,800	389,000	466,200	
29	236,100	290,000	344,000	390,900	468,300	
30	238,300	292,300	346,100	392,600	470,600	
31	240,600	294,500	348,000	394,300	472,800	
32	242,900	296,800	349,800	396,000	474,900	
33	245,100	299,000	351,700	397,600	476,800	
34	246,900	301,200	353,600	399,400	478,900	
35	248,600	303,700	355,300	400,900	481,200	
36	250,300	305,900	356,800	402,700	483,400	
37	251,800	308,400	358,400	403,800	485,500	
38	253,300	309,700	360,400	405,400	487,500	
39	254,800	311,400	362,500	406,900	489,400	
40	256,400	312,800	364,400	408,400	491,300	
41	258,100	314,500	366,300	409,300	493,300	
42	259,700	315,000	368,200	410,900	495,200	
43	261,100	315,500	370,000	412,400	496,900	
44	262,600	316,000	371,800	414,000	498,800	
45	263,500	316,800	373,600	415,300	500,700	
46	265,000	317,800	375,400	416,900	502,500	
47	266,500	318,600	376,900	418,300	504,300	
48	267,800	319,600	378,700	419,900	506,200	
49	269,300	320,400	380,200	421,300	507,900	
50	269,800	321,300	381,800	422,600	509,600	
51	270,400	322,100	383,400	423,900	511,400	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
52	271,100	322,900	385,100	425,200	513,300	
53	271,700	324,000	386,200	425,900	514,900	
54	272,300	324,800	387,700	426,900	516,500	
55 56	272,800	325,500	389,100	427,800	518,200	
56 57	273,300 273,800	326,300	390,700	428,700	519,800	
57 58	273,800 274,900	326,800 327,500	392,000 393,400	429,600 430,500	521,400 522,700	
58 59	274,900 275,800	327,500	393,400	430,500	524,000	
60	276,800	329,200	394,700	432,300	525,200	
61	277,800	330,200	397,500	433,200	526,400	
62	278,700	331,200	398,900	434,100	527,400	
63	279,500	332,300	400,400	435,100	528,400	
64	280,300	333,400	401,900	436,200	529,400	
65	281,200	334,100	402,900	437,100	530,000	
66	281,900	335,200	404,000	438,100	530,900	
67	282,900	335,900	405,000	439,100	531,800	
68	283,800	337,000	406,100	440,000	532,700	
69	284,400	337,600	407,100	441,000	533,600	
70	285,200	338,700	408,000	442,000	534,400	
71	286,000	339,600	408,800	442,900	535,100	
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600	
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300	
74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800	
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600	
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200	
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700	
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300	
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900	
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500	
81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100	
82	296,100	349,800	415,600	451,800		
83	297,000	350,800	415,900	452,100		
84	297,800	351,800	416,300	452,700		
85	298,100	352,400	416,600	453,100		
86	298,900	353,000	417,000	453,500		
87	299,700	353,600	417,400	453,900 454,200		
88 89	300,600 301,500	354,200 354,800	417,800	454,200 454,500		
89 90	301,500 302,100	354,800 355,200	418,100 418,500	454,500 454,800		
90 91	302,100	355,200 355,600	418,500	454,800 455,300		
91	302,800	356,100	418,900	455,300 455,600		
93	303,400	356,600	419,200	455,900		
94	304,000	357,000	419,900	456,200		
95	305,400	357,500	420,200	456,500		
96	306,100	358,000	420,500	456,800		
97	306,300	358,600	420,800	457,100		
98	306,800	359,100	421,200	457,600		
99	307,300	359,500	421,500	457,900		
100	307,800	360,000	421,800	458,200		
101	308,100	360,400	422,100	458,500		
102	308,500	360,900	422,500			
103	308,800	361,200	422,800			
104	309,400	361,700	423,100			

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
105	309,800	362,200	423,400			
106	310,200	362,600	423,800			
107	310,500	363,100	424,100			
108	310,900	363,600	424,400			
109	311,100	364,000	424,700			
110	311,500	364,500	425,000			
111 112	311,900 312,300	365,000 365,400	425,300 425,600			
113	312,600	365,800	425,000			
113	313,000	366,200	426,200			
115	313,300	366,700	426,500			
116	313,600	367,100	426,800			
117	313,900	367,500	427,000			
118	314,300	367,900	,			
119	314,700	368,400				
120	315,100	368,800				
121	315,300	369,100				
122	315,500	369,500				
123	315,800	370,000				
124	316,100	370,300				
125	316,400	370,700				
126	316,600	371,200				
127	316,900	371,700				
128	317,300	372,100				
129	317,600	372,500				
130	317,900	373,000				
131	318,300	373,500				
132	318,500	374,000				
133	318,700	374,500				
134	319,000	375,000				
135	319,300	375,500				
136	319,500	376,000				
137	319,800	376,500				
138	320,000	377,000				
139	320,300	377,500				
140 141	320,600 320,900	378,000 378,500				
141	320,900	378,500				
143	321,300					
143	322,100					
145	322,300					
146	322,700					
147	323,000					
148	323,400					
149	323,600					
150	324,000					
151	324,300					
152	324,700					
153	324,900					
154	325,300					
155	325,700					
156	326,100					
157	326,300					

別表第4 看護職本給表 第5条関係

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25	211,200			290,800	326,800	378,300	
26	212,500				328,200		
27	213,700		270,300		329,700	381,800	429,100
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29	216,200		272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30	217,300		273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31	218,600		275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33	221,000			302,300	338,400	392,600	438,100
34	222,300		279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600		280,600		341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400		284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700		285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100		287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400		289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
I	2.3,000	312,000	515,100	555,100	552,550		l

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
92	円 280,000	円 313,500	円 347,200	円 365,600	円 392,200	円	円
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						

別表第5 指定職本給表

号 給	本 給 月 額
	円
1	634, 000
2	706, 000
3	761,000
4	818, 000
5	895, 000
6	965, 000
7	1, 035, 000
8	1, 107, 000
9	1, 175, 000